

令和元年中の所得額・控除額の早見表

給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円 ～ 1,618,999円	収入金額から650,000円を控除した金額 “給与収入161万9千円未満は65万円控除”
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(収入金額 ÷ 4) 円 千円未満切り捨て 算出金額：A
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(A × 2.4) 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A × 2.8 - 180,000) 円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	(A × 3.2 - 540,000) 円
10,000,000円 ～ 11,999,999円	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円で求めた金額
12,000,000円	収入金額 × 0.95 - 1,700,000円で求めた金額
	収入金額 - 2,300,000円で求めた金額

※実際に算出する場合は「簡易給与所得早見表」を参照してください。

《計算例》

「給与等の収入金額」が3,405,600円の場合の「給与所得の金額」

- ① 3,405,600円 ÷ 4 = 851,400円
- ② 851,400円の千円未満の端数を切り捨てる ⇒ 851,000円……A
- ③ 851,000円 × 2.8 - 180,000円 = 2,202,800円

令和元年分 公的年金等に係る雑所得の所得控除額

年区分	(A)公的年金等の収入金額の合計額	(B)割合	(C)控除額
六十五歳未満	昭和三十一年一月二日以前に生まれた人は、所得金額は0円となります。		
	700,001円～ 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
六十五歳以上	昭和三十一年一月一日以前に生まれた人は、所得金額は0円となります。		
	1,200,001円～ 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

住民税・所得税の所得控除一覧表 (令和2年度)

区 分		住 民 税	所 得 税	
基礎控除		330,000円	380,000円	
配偶者控除	一般の控除	330,000円 ※(納税者本人の合計所得金額)	380,000円 ※(納税者本人の合計所得金額)	
	老人の控除	380,000円 (70歳以上) 1,000万円以下の場合	480,000円 (70歳以上) 1,000万円以下の場合	
	同居特別	一般 860,000円	1,130,000円	
	傷害	老人 910,000円	1,230,000円	
配偶者特別控除	控除対象外	330,000円 (別紙参照)	380,000円 (別紙参照)	
	要件	※ 総所得額が1,000万円以下		
扶養控除	年少扶養親族	0円 (15歳以下)	0円 (15歳以下)	
	一般の扶養親族	330,000円	380,000円	
	特定扶養親族	450,000円 (19歳～22歳)	630,000円 (19歳～22歳)	
	老人扶養親族	同居老親等	450,000円 (70歳以上)	580,000円 (70歳以上)
		同居老親等以外	380,000円 (70歳以上) (叔父、伯母、兄弟等)	480,000円 (70歳以上) (叔父、伯母、兄弟等)
	同居特別傷害扶養親族	年少	530,000円 (15歳以下)	750,000円 (15歳以下)
		一般	860,000円	1,130,000円
		特定	980,000円 (19歳～22歳)	1,380,000円 (19歳～22歳)
		同居老親等	980,000円 (70歳以上 昭和25年1月1日以前に生まれた方)	1,330,000円 (70歳以上 昭和25年1月1日以前に生まれた方)
		同居老親等以外	910,000円 (70歳以上 昭和25年1月1日以前に生まれた方)	1,230,000円 (70歳以上 昭和25年1月1日以前に生まれた方)
障害者控除	一般の障害者	260,000円	270,000円	
	本人特障、別居特障	300,000円	400,000円	
	同居特別障害者	※530,000円 (同居特障者欄に加算済み)	※750,000円 (同居特障者欄に加算済み)	
寡婦控除	一般	260,000円(扶養無し500万以下 扶養有 所得制限なし)	270,000円(扶養無し500万以下 扶養有 所得制限なし)	
	特別	300,000円(扶養子有りで500万以下)	350,000円(扶養子有りで500万以下)	
寡夫控除	260,000円(扶養子有り500万以下)	270,000円(扶養子有り500万以下)		
勤労学生控除	260,000円	270,000円		
社会保険料控除	支払額全額が控除対象			

- ◎ **特定扶養** 平成9年1月2日～平成13年1月1日までの間に生まれた者 (19歳～22歳)
- ◎ **老人扶養** 昭和25年1月1日以前に生まれた者 (70歳以上)
- ◎ **一般扶養** 平成16年1月1日以前に生まれた者 (16歳以上の方。但し、特定扶養者・老人扶養者を除く)
- ◎ **16歳未満扶養親族** 平成16年1月2日以後に生まれた者
- ◎ **未成年** 平成12年1月2日以降に生まれた者 未婚者

※ 寡婦と寡夫の要件比較 ※ 扶養子有り、合計所得金額が500万以下は特定寡婦

区 分	寡 婦 の 要 件	寡 夫 の 要 件
死別し係累を抱えている人	① 扶養親族又は、生計を一にする子で、総所得金額が38万円以下の者を有すること ② 所得要件……………なし	① 生計を一にする子で、総所得金額が38万円以下の者を有すること ② 所得要件……合計所得金額が500万以下
離婚し係累を抱えている人	同 上	同 上
死別し係累のない人	所得合計500万以下、給与収入6,888,889未満	適用なし
離婚し係累のない人	適用なし	適用なし

■ 未婚の場合は寡婦には該当しない。

■ 扶養の子はいないが死別後に未再婚 (所得500万円以下) の年配者は、寡婦控除取れるので注意!

生命保険料等の控除

区分	住民税	所得税	
生命控除額	1 支払った保険料が旧契約の一般の生命保険だけの場合	15,000円以下……………支払額の全額	25,000円以下……………支払額の全額
		15,001～40,000円以下……………支払金額×1/2+ 7,500円	25,001～ 50,000円まで……………支払金額×1/2+12,500円
		40,001～70,000円以下……………支払金額×1/4+17,500円	50,001～100,000円まで……………支払金額×1/4+25,000円
		70,000円を超えるもの……………35,000円 (限度額)	100,001円以上…………… 50,000円 (限度額)
	2 支払った保険料が旧契約の個人年金保険料だけの場合	15,000円以下……………支払額の全額	25,000円以下……………支払額の全額
		15,001～40,000円以下……………支払金額×1/2+ 7,500円	25,001～ 50,000円まで……………支払金額×1/2+12,500円
		40,001～70,000円以下……………支払金額×1/4+17,500円	50,001～100,000円まで……………支払金額×1/4+25,000円
		70,000円を超えるもの……………35,000円 (限度額)	100,001円以上…………… 50,000円 (限度額)
	3 支払った保険料が新契約の一般の生命保険だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円 (限度額)	80,000円超…………… 40,000円 (限度額)
	4 支払った保険料が新契約の個人年金保険料だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円 (限度額)	80,000円超…………… 40,000円 (限度額)
	5 支払った保険料が新契約の介護医療保険料だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
	56,000円超……………28,000円 (限度額)	80,000円超…………… 40,000円 (限度額)	
	6 支払った保険料が3種類である場合	「一般」・「介護医療」・「個人年金」あわせて7万円が限度	「一般」・「介護医療」・「個人年金」あわせて12万円が限度

◎地震保険料控除《所得税》

① 地震保険料契約に関する保険料	保険料の金額 50,000円以上の場合……………一律に50,000円
経過措置H18.12.31までに締結したものの ② 長期損害保険契約に係るもの (保険・共済期間10年以上)	10,000円以下の場合……………支払った損害保険料の金額の全額 支払損害保険料 10,001円～20,000円まで……………支払った損害保険料の金額×1/2 + 5,000円 20,001円以上の場合……………一律に15,000円
③ 地震保険料控除と 長期損害保険契約がある場合※	$\left[\begin{array}{l} \text{地震保険契約に関する} \\ \text{支払った損害保険料で①に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約について} \\ \text{支払った損害保険料で②に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">= 地震保険料控除額 (最高限度額50,000円)</p>

◎地震保険料控除《住民税》

① 地震保険料契約に関する保険料	保険料の1/2の金額 25,000円以上の場合……………一律に25,000円
経過措置H18.12.31までに締結したものの ② 長期損害保険契約に係るもの (保険・共済期間10年以上)	5,000円以下の場合……………支払った損害保険料の金額の全額 支払損害保険料 5,001円～15,000円まで……………支払った損害保険料の金額×1/2 + 2,500円 15,001円以上の場合……………一律に10,000円
③ 地震保険料控除と 長期損害保険契約がある場合※	$\left[\begin{array}{l} \text{地震保険契約に関する} \\ \text{支払った損害保険料で①に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約について} \\ \text{支払った損害保険料で②に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">= 地震保険料控除額 (最高限度額25,000円)</p>

※「地震保険」と「旧長期損害保険」が一つの契約に同時に存在する場合（JA共済など）は、③のように両者の保険料を足すのではなく、控除額より大きい方をとることになり、両者の金額により所得税と住民税のいずれが有利な控除額を選択する必要性が生じる場合がある。

≪例≫ 地震保険料16,000円・旧長期損害保険料14,000円 計30,000円（同一契約）

控除額 ①所得税16,000円・住民税8,000円 ②所得税12,000円・住民税9,500円 ⇒ ①と②を状況によって選択する。

（この場合、確定申告をする場合は①、市町村申告のみの場合は②を選択することになる。）

令和元年分 配偶者特別控除額の早見表

※(納税者本人の合計所得金額1,000万円以下の場合)

住民税		控除対象配偶者に当たらない場合	所得税	
配偶者の合計所得金額	控除額		配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～900,000円まで	33万円		380,001円～850,000円まで	38万円
900,001円～950,000円まで	31万円		850,001円～900,000円まで	36万円
950,001円～1,000,000円まで	26万円		900,001円～950,000円まで	31万円
1,000,001円～1,050,000円まで	21万円		950,001円～1,000,000円まで	26万円
1,050,001円～1,100,000円まで	16万円		1,000,001円～1,050,000円まで	21万円
1,100,001円～1,150,000円まで	11万円		1,050,001円～1,100,000円まで	16万円
1,150,001円～1,200,000円まで	6万円		1,100,001円～1,150,000円まで	11万円
1,200,001円～1,230,000円まで	3万円		1,150,001円～1,200,000円まで	6万円
1,230,001円以上	0円		1,200,001円～1,230,000円まで	3万円
			1,230,001円以上	0円

※控配・扶養親族の判定 課税の判定

給与所得のみ……………所得額380,000円以下(納税者額1,030,000円以下)

給与所得以外……………所得額380,000円以下

- 分離譲渡所得がある場合は、特別控除前で所得を判断するので、38万円を超える所得があれば扶養にできない
- 退職所得がある場合は、扶養判定所得に含まれる

★ ↓ 注意 ↓ ★

住民税 ⇒ 分離譲渡所得がある場合は、所得を特別控除前で判断するので、所得割、均等割が課税される場合がある

国民健康保険税 ⇒ 分離譲渡所得がある場合は、所得を特別控除前で判断するので、軽減判定に注意が必要

■ ■ ■ ■ ■ 住民税の非課税限度額について ■ ■ ■ ■ ■

- 住民税 = 均等割(5,500円) + 所得割(《所得金額 - 所得控除額》×10% - 税額控除額)
- 均等割と所得割が非課税となる人
 - ・生活保護によって「生活扶助」を受けている人
 - ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の所得が125万円以下の人
- 均等割が非課税となる人
 - ・扶養親族がない場合…所得金額が28万円以下の人
 - ・扶養親族がある場合…所得金額が《28万円 × (扶養親族数 + 1人) + 16万8千円》以下の人
- 所得割が非課税となる人
 - ・扶養親族がない場合…所得金額が35万円以下の人
 - ・扶養親族がある場合…所得金額が《35万円 × (扶養親族数 + 1人) + 32万円》以下の人
- 非課税基準早見表

扶養親族数	均等割 非課税所得金額	所得割 非課税所得金額
0人	280,000円以下	350,000円以下
1人	728,000円以下	1,020,000円以下
2人	1,008,000円以下	1,370,000円以下
3人	1,288,000円以下	1,720,000円以下
4人	1,568,000円以下	2,070,000円以下
5人	1,848,000円以下	2,420,000円以下

※ 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりません非課税基準には関わるので注意して下さい。